

監 事 監 査 報 告 書

2026 年 5 月 19 日

学校法人大阪経済大学

理 事 会 御 中

学校法人大阪経済大学

監事 富 山 聡 子 印

監事 松 尾 雅 芳 印

私たちは、私立学校法第 52 条第 1 号及び学校法人大阪経済大学寄附行為第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、学校法人大阪経済大学（以下「本法人」という。）の 2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行った。その方法及び結果について、次の通り報告する。

1 監査の方法及びその内容

私たちは、本法人の定める監事監査規程に従い、理事及び教職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施した。

- （１） 理事会、学内役員会及び評議員会に出席し、理事及び評議員の職務遂行状況を監視し、検証した。理事及び教職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、会計監査人と連携して計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。
- （２） 事業報告書に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして私立学校法施行規則第 13 条各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び教職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明した。
- （３） 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかについて、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。特に、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（私立学校法施行規則第 37 条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討した。

2 監査の結果

（１）事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、本法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告書の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上